

## 尼崎調査前書き

尼崎大気汚染公害訴訟は神戸地裁での差し止め判決のあと2000年12月に大阪高裁で和解となりました。和解の趣旨にそった43号線沿道の大気汚染の改善のための大型車の走行規制、ロードプライシングなどによる43号線沿道の交通量の削減などが必要です。その後のロードプライシングの試みなどにもかかわらず、沿道環境が改善されたとは言えない状況が続いています。

それをふまえた2003年6月の公害等調整委員会のあっせんによる公害被害者、国、阪神道路公団の合意による沿道の環境改善のために大型車交通量低減のための総合調査を実施いたします。

私たちは大型車交通量の削減が是非必要であると考えます。

しかし一方、運送は社会生活に貢献しています。

尼崎南部地域の国道43号線、3号神戸線の大型車の一部通行制限、阪神高速5号への経路変更の見直しについての可能性とその条件の見当が必要です。

環境改善に役立つとともに運送業者や運転手の方々に協力していただける条件を探りまたそのうえで有効な対策をとりたいと考えています。

おいそがしいところ恐れ入りますが本調査の趣旨をご理解のうえご協力くださるようお願い致します。

平成16年6月

国土交通省近畿整備局

阪神高速道路公団

尼崎公害訴訟原告団・弁護団